

はかりの検査のお知らせ

商工観光課 ☎73-6632 長崎県計量検定所 ☎095-844-9892 長崎県計量協会 ☎095-841-9491

時間変更に伴い、先月号に引き続き掲載します

はかりを取引や証明に使用している人は次の日程で検査を受けてください。

●検査の対象となる事業場

農畜産(肉乳、精米など)、水産、調味、米穀、精肉、鮮魚、青果、ストア、百貨店、みやげ品など、嗜好品(お茶、コーヒーなど)、病院、薬局、保健所、協同組合(農協、漁協など)、運送業、雑貨(金物、燃料など)、学校、幼稚園、保育所他

●検査対象外のはかり

- ・家庭で使用しているはかり
- ・民間計量士で検査を受けたはかり

地区	検査日	検査時間	検査場所
口之津	6月1日(木)	11:30~12:00 13:00~16:00	口之津庁舎
南有馬	6月2日(金)	10:00~12:00 13:00~14:30	南有馬庁舎
北有馬	6月13日(火)	13:00~15:00	北有馬ピロティー文化センター日野江駐車場
加津佐	6月14日(水)	10:00~12:00 13:00~14:30	加津佐総合福祉センター 希望の里
有家	6月20日(火)	13:30~16:00	有家庁舎
	6月21日(水)	10:00~12:00 13:00~16:00	

地区	検査日	検査時間	検査場所
有家	6月22日(木)	10:00~12:00 13:00~14:30	有家庁舎
西有家	6月27日(火)	13:30~16:00	西有家庁舎
	6月28日(水)	10:00~12:00 13:00~16:00	
	6月29日(木)	10:00~12:00 13:00~16:00	
	6月30日(金)	10:00~12:00	

お詫びと訂正

保険年金課 ☎73-6641

広報南島原5月号に掲載した「南島原にゆーす」の記事に誤りがありましたので、お詫びの上、次のとおり訂正をいたします。 ●P19…75歳以上の皆さんへ 平成29年4月から医療保険料の軽減率が変わります

【誤】 所得割 【正】 均等割

2 均等割の額が変わる人

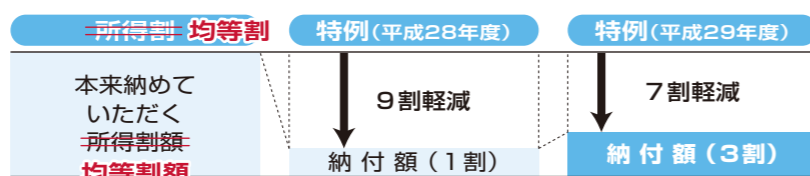
元被扶養者で、特定の要件に該当する人

元被扶養者とは 75歳になる前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった人

特定の要件の例 単身の人であれば、年金収入が168万円を超える人など。75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減されていましたが、29年度は7割軽減になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられます。



ペットボトル(資源ごみ)の分別にご協力ください



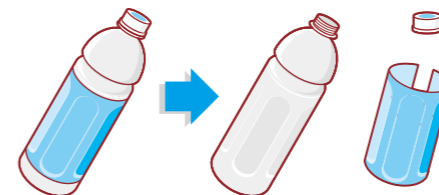
南島原市環境キャラクター「エコ岳くん」

環境課 ☎73-6644

ペットボトルを資源ごみで出すときは、「ふた」と「ラベル」をはずして、中をすすいでください。はずした「ふた」と「ラベル」は、プラスチック製容器包装で出してください。

■ どうして、「ふた」「ラベル」をはずさなければならないの？

「ペットボトル」は、繊維(衣類など)やプラスチック製品の材料としてだけでなく、ペットボトルからペットボトルへの再生など、より高度なリサイクルも増え、幅広いリサイクルが進むようになりました。



リサイクルのためには、「ふた」「ラベル」などのペットボトル以外の素材を取り除く必要があります。また、飲料などの中身が入っていないことをはっきりさせるためにも、ふたをはずしてください。

なお、「ふた」の根元に残るリング状のものや、はずれにくい「取っ手」、はがしにくいラベル(全面糊付けの大きなラベルやミシン目のないラベルなど)ははずす必要はありません。

■ ペットボトルだったらどんなものでも出しているの？

資源ごみで出すペットボトルは、リサイクルマークの中に「1」とかかかれているペット樹脂製のボトルだけです。また、リサイクルマークの中に「1」と書かれているペットボトルであっても、以下のものは「燃えるごみ」としてだしてください。



- ・工作などをして、切込みや切断面などがあるボトル
- ・マジックなどで塗料が付着したペットボトル
- ・ガムテープやビニールテープなどが付着したペットボトル
- ・著しく汚れているペットボトル

皆様のご協力をお願いします。

危険物安全週間

島原地域広域市町村圏組合 消防本部 予防課
☎0957-62-5857

6月4日から6月10日まで、危険物安全週間です。危険物(ガソリン、灯油など)が絡む事故、火災を起こさないよう、取り扱いには十分注意しましょう。

- 灯油用プラスチック容器にガソリンを入れない
灯油用プラスチック容器にガソリンを入れることは極めて危険であり、消防法令により禁止されています。基準に適合した金属製容器(ガソリン携行缶)でなければなりません。消防法令に適合した容器には「試験確認済証KHK(危険物保安技術協会)」などの表示があります。

平成29年度 危険物安全週間推進標語
「あなたなら 無事故の着地 決められる！」

- 混合油の取扱いについて
チェーンソーや草刈機の燃料として使用されるガソリン混合油についても、ガソリンと同様の取扱いが必要です。

- ガソリン携行缶使用時の注意
 - ・周囲の安全を確認
 - ・フタを開ける前に機械類のエンジンを停止し、携行缶のエア抜きをする
 - ・高温の場所に置かない

